

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物 品 番 号	—	仕 様 書 番 号
保守点検	E M - T 5 5 0 0 0 4	
	防衛大臣承認	年 月 日
	作 成	令和 8 年 7 月 2 7 日
	変 更	令和 年 月 日
	作成部隊等名	関 東 補 給 処 用 賀 支 処

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において使用する衛生器材の外注保守点検について規定する。

1.2 用語の定義

この仕様書で用いる用語の定義は、次によるほか、G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1 及び G L T - C G - Z 5 0 0 0 0 2 による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

G L T - C G - Z 5 0 0 0 0 2 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

2 整備に関する要求

2.1 保守点検の内容

保守点検（以下、整備という。）の内容は、定期点検・緊急オンコールによる診断及び定期得品交換を含むものとする。また、調達要領指定書によって指定する場合を除き、平日 0 9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0 以外の時間と休日の作業は含まない。

2.2 対象器材

整備対象器材は、調達要求書による。ただし、調達要求書で示すことができない場合は、調達要領指定書によって指定する。

2.3 整備の内容

定期点検の内容は、製造業者の定める定期点検項目に基づき、点検調整及び部品交換を実施することとする。

緊急オンコールによる診断の内容は、G L T - C G - Z 5 0 0 0 0 2 の 2. 2b) に示す“診断”とする。

定期部品交換の内容は、G L T - C G - Z 5 0 0 0 0 2 の 2. 2b) に示す“修理”とする。

2.4 整備の作業方式

整備の作業方式は、G L T - C G - Z 5 0 0 0 0 2 の 2. 3 d) に示す“整備作業方式”とする。

2.5 整備作業

整備作業は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表 1 とする

表1－作業内容

番号	工程名	作業内容	注記
1	入場点検	入場品の外観の状態を点検する。	—
2	分解	修理可能な範囲の構成単位に分解する。	—
3	修理	部品交換を併せて修理を実施する。	修理の場合のみ
4	部品組み立て	番号2で分解した部品及び交換部品による組み立てを行う。	修理の場合のみ
5	機能・性能試験	機能・性能試験は、3.1による。	—
6	報告	整備作業終了後、整備結果報告書を作成・提出する。	—

2.6 整備実施場所

整備実施場所は、GLT-CG-Z500002の2.6によるものとし、調達要領指定書によって指定する。

2.7 修理基準

修理基準は、取扱説明書及び製造者が規定する社内規格による。

2.8 部品・副資材

部品・副資材は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、官給しないものとし、定期交換部品がある場合は、調達要領指定書によって示す。

2.9 部品の返納

交換済部品は、返納しない。

2.10 塗装・防せい処置

調達要領指定書によって指定する場合を除き、実施しない。

2.11 外観

外観は、有害なきず、割れ、まくれ、その他の欠陥がないものとする。

2.12 整備品の表示

整備品の表示は、実施しない。

2.13 整備期間

整備期間については、調達要領指定書によって指定する。

2.14 定期点検回数

定期点検の回数については、調達要領指定書によって指定する。

3 品質保証

3.1 試験

試験は、修理基準によるほか、GLT-CG-Z500002の3.1による。

3.2 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 出荷条件

出荷条件は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、整備品の包装及び包装の表示は行わないものとするほか、商慣習による。

5 その他の指示

5.1 提出書類

提出書類は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、**表2**とする。

表2－提出書類

名称	様式	部数 ^{a)}	提出先	提出時期
整備結果報告書	任意	3	契約担当官等	整備作業終了後
役務完了報告書	任意	3	契約担当官等	役務提供期間終了後
注 ^{a)} 規定の部数を変更する場合は、調達要領指定書によって指定する。				

5.2 診断作業期間中の代替機

診断作業期間中の代替機を必要とする場合は、調達要領指定書によって指定する。

5.3 輸送

工場整備のための輸送については、契約の相手方が担当する。

5.4 その他

その他は、**GLT-CG-Z 5 0 0 0 0 2**の箇条7による。

5.5 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、**GLT-CG-Z 0 0 0 0 0 1**の8.3による。